

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 3 月 1 3 日 (月曜日) 午後 1 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 6 号 副町長の選任について
- 日程第 3 議案第 6 9 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 7 0 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 7 1 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 7 2 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 3 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
議案第 7 4 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
議案第 7 5 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
(報告第 7 号 予算審査特別委員会審査報告)
- 日程第 4 意見書案第 1 3 号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5 類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書 (案) について
- 日程第 5 意見書案第 1 4 号 岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書 (案) について
- 日程第 6 意見書案第 1 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書 (案) について
- 日程第 7 意見書案第 1 6 号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書 (案) について
- 日程第 8 発議第 1 号 洞爺湖町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 8 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 1 名)

1 番	越 前 谷	邦 夫	君	2 番	大 久 保	富 士 子	君
3 番	篠 原	功	君	4 番	大 屋	治	君
5 番	立 野	広 志	君	6 番	五 十 嵐	篤 雄	君
7 番	千 葉	薫	君	8 番	今 野	幸 子	君

10番	石川邦子君	11番	板垣正人君
12番	大西智君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	武川正人君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木涉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	総務課長	野呂圭一君
企画防災課長	佐々木勉君	税務財政課長	藤岡孝弘君
住民課長	後藤和郎君	健康福祉課長	高橋憲史君
健康福祉センター長	末永弘幸君	観光振興課長	田仁孝志君
産業振興課長兼新型コロナウイルス対策室長	原信也君	環境課長	仙波貴樹君
上下水道課長	篠原哲也君	庶務課長	兼村憲三君
農業振興課長	片岸昭弘君	洞爺湖温泉支所長	金子信之君
会計管理者	金子真優美君	教育長	洪川賢一君
管理課長	高橋謙介君	社会教育課参事	角田隆志君
社会教育課長	原美夏君	代表監査委員	山口芳行君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志

書記 阿 部 は る か

庶務係 木 村 暁 美

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、こんにちは。

現在の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして2月8日、五十嵐篤雄議員が全国町村議会議長会における、在職15年以上の功労表彰を受賞されておりますので、ここで伝達をさせていただきます。

五十嵐議員は、前のほうにお越しいただきたいと思えます。

[表彰状の伝達]

○議長（大西 智君） これから、本日の会議を開きます。

(午後1時00分)

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、7番、千葉議員、8番、今野議員を指名いたします。

◎同意第6号副町長の選任について

○議長（大西 智君） 日程第2、同意第6号副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 議案書1ページをお目通しいただきたいと思えます。

同意第6号でございます。副町長の選任について、ご提案させていただきます。

洞爺湖町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。このたび、武川正人現副町長が3月31日をもって退任されることに伴い提出するものでございます。

記として住所、虻田郡洞爺湖町栄町82番地6。

氏名、八反田稔さんでございます。

それでは、ご経歴について議案説明資料でご説明をさせていただきますと思えます。

議案説明資料、1ページをご参照ください。

八反田稔氏の略歴でございますが、住所、虻田郡洞爺湖町栄町82番地6号。昭和34年7月5日生まれ。年齢は63歳でございます。学歴については、昭和57年3月、北海道工業大学建築工学部を卒業されております。職歴については、昭和57年4月虻田町役場に奉職され、平成24年に経済部上下水道課長、平成27年に経済部建設課長、平成29年に経済部長になられ、令和2年3月の定年退職後に洞爺湖町商工会事務局長として、現在に至っております。

なお、選任日については令和5年4月1日を予定しており、任期については令和9年まで

の4年間となります。

以上、ご提案を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。人事案件でありますので、確認程度の質疑といたします。
質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここで、お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第6号副町長の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、同意第6号副町長の選任については同意することに決定いたしました。

◎議案第69号から議案第75号まで一括上程、委員会報告、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から、議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会の付託事件でありますので、予算審査特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

板垣委員長。

○予算審査特別委員長（板垣正人君） 報告第7号委員会審査報告書を読み上げて、提出させていただきます。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

予算審査特別委員会委員長、板垣正人。

洞爺湖町議会令和5年3月会議において本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。

議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、議案第73号令和5年度

虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算、議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算、議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算。

2、審査日、令和5年3月8日から10日までの3日間。

3、審査の結果。

議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第73号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

4、その他。

少数意見の留保がありましたので、次のとおり報告します。

一部の委員から、令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、物価高で大変な生活を余儀なくされている国保加入者に負担の大きい国保税を平準化するとして、自治体独自の減額処置を認めず、国保税の値上げを続けているのが現状である。国保負担の抜本的増額を求め、自治体による国保税の引き下げ、減免、子供の均等割の廃止を進めるべきとし、予算案に対し反対するとの意見がありました。

また、令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算について、医療費窓口負担が一定の所得階層で2割負担となったが、当町の後期高齢者を取り巻く暮らしと、健康の環境は極めて深刻な状況にあり、高齢者の暮らしと命を守る立場から、2割負担の制度を直ちに中止すべく国に要請すべきであるとともに、新年度予算においては後期高齢者の保険料負担の軽減や健康づくり対策などの取り組むべき課題があるが不十分なものとなっていることから、予算案に対し反対するとの意見がありました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで報告を終わります。

なお、予算審査特別委員会は議長を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

それでは、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算についてを採決いたします。
本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算については、

委員長報告のとおり可決されました。

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、意見書案第13号新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、意見書（案）を読み上げて提案させていただきます。

意見書案第13号、令和5年3月6日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、今野幸子。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

本文を読み上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）。

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「2類」の厳しい措置がとれる「新型インフルエンザ等感染症」の位置づけから、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと5月8日に移行する方針を決めました。「5類」に以降されることに伴い、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしています。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナ第8波のもとで死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制がひっ迫するもとで、「5類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されています。

日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めています。谷口清洲・国立病院機構三重病院院長の「1年に3回も流行を起こし、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もあります。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきです。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は、倦怠感や呼吸困難感、味覚・臭覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支

援が求められます。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらしたり、感染者が経済的な理由などから受診抑制をしたりすることがないように、公的支援を後退させないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月6日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 意見書案第13号新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）に賛成する立場で討論します。

新型コロナウイルス感染症はいまだに続いており、死亡者は過去最多を今なお更新し続けています。感染は毎年、しかも年中何年も続いています。後遺症に悩まされている方も少なくなく、重い方は仕事にも行けなくなるなど、その期間も何年も続いている人もおります。そのため、生活が苦しめられています。

このように、季節性インフルエンザと同じ扱いにできるほど、コロナ感染症は改善されておられません。政府は入院については都道府県に移行計画を作成させ、約8万2,000の全病院へ、外来においては季節風インフルエンザを見ている約6万4,000と拡大を目指すとしておりますが、今までコロナを受け入れていないところは、患者の導線が分けられない、そういった施設が多く、「5類」になったからといっても、コロナの本質が変わるわけではありません。そういう理由で受入れは難しいこととなります。

また、「5類」になることで保健所は病院への入院調整をしなくてもよくなることから、その仕事は病院で行わなければならなくなります。その上、病床確保料や重症中等患者に対応した診療報酬等の加算も、この様子を見ながら徐々に減らすなどの発言もありましたが、感染患者が徐々に減ったからと言って、一般の患者をその病棟に徐々に入院させることはできません。最後の1人が退院するまでは、ほかの一般の患者さんが使用することはできません。それゆえに報酬加算などがなくなれば赤字が増える、そういった一方に受入病院が増えることは考えづらいものとなるでしょう。

また、重篤リスクのある方が投与を受けていた抗ウイルス剤、今は無料ですが今度2割負担になった人では約2万円近くの負担となり、投与を控える人も出て救える命が救えないことにもなりかねません。

薬もまだインフルエンザのようにあるわけではありません。軽症でもリスクを抱えた人への感染させることもあり、検査・早期治療、これが大切です。これらが安心して受けられるよう対策が必要です。

このようなことから、意見書案第13号新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について賛成いたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第13号新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第13号新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、意見書案第14号岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、意見書案を読み上げて提案させていただきます。

ぜひ、皆さんの積極的な発言も求めたいと思います。それでは、提案させていただきます。

意見書案第14号、令和5年3月6日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、今野幸子。

岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣。

本文を読みます。

岸田政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）。

政府は国会で審議することもなく、昨年12月に戦後日本の安全保障政策を大転換させる「安全保障3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定し、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有と5年間で43兆円という未曾有の「大軍拡」を進めようとしています。

「敵基地攻撃能力」の保有は、日本が武力攻撃を受けていなくても米軍を支援するために相手国領内の敵基地の攻撃を可能にするものであり、歴代政権が掲げてきた他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは、憲法の趣旨ではないという立場や「専守防衛」という原則すら完全に投げ捨てるものである。

また、「安全保障3文書」はGDP（国内総生産）比2%以上の「防衛費」を掲げており、財源を確保するために、増税や暮らしの予算の流用・削減などが進められようとしている。実現すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界3位の「軍事大国」ということになる。

各界各層から批判の声が上がっています。自民党総裁経験者が岸田政権の安保政策の大転換は「あり得ない」と厳しく批判し、政治や外交の努力の必要性を語り、「戦わないために何をするのか」考えるべきと強調している。物価高騰などで暮らしと営業が大変なときに大軍拡のための増税への怒りが急速に広がっている。「読売」世論調査（1月16日）は、「防衛費」43兆円を使うことに反対49%、賛成43%と今年の調査から賛否が逆転した。特に財源を増税で賄うことに反対は63%である。「NHK」世論調査（1月10日）でも、軍事費増額の財源確保のため増税することに「反対」が61%で「賛成」の28%を大きく上回っている。

よって国においては、軍事的な緊張を高めるとともに、国民の暮らしを壊す「大軍拡増税」の方針を転換し、憲法9条を生かした平和外交に徹することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月6日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 意見書案第14号岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）に賛成の立場で討論します。

岸田政権が進める軍拡は、30年間経済成長がないと言われる中で少子化が進み、コロナや物価高騰生活がひっ迫している、このような状況の中で進められています。5年間で43兆円

の軍事費を計上、その上、その後も「敵基地攻撃能力」保有のため増え続けていきます。

防衛省は10年後までに自衛隊基地の強靱化計画として、化学兵器、生物兵器、核兵器、そして爆薬、爆発物による攻撃に対し防護性能を持つ強靱化のため、施設の機能や構造などの増強、そして地下化するなど日本全土の283地区が列挙され、約2万3,000棟の強靱化マスタープランなどが制作されるとしています。これまでに経験したことのない規模、この事業量だと防衛省が自ら書き留めるほどです。

また、来年度整備計画をする大型火薬庫に、12型12式誘導弾能力向上型の敵基地攻撃兵器の保管を想定していることを認め、その火薬庫は10年以内に130棟、整備する計画をも明らかにしました。これらの整備は、日本が敵基地攻撃をした場合、日本中が攻撃される危険があるということに他なりません。

また、政府は「敵基地攻撃能力」保有が「安全保障3文書」では、その抑止力が破綻する可能性にも言及されていました。このような軍拡が学術界の臨時政府の介入し得る仕組みづくり、また放送法による放送による表現の自由、政治的公平の解釈の変更などと併せて進められていると考えられます。

この増額される軍事費は歳出を減らし復興税の流用、そして、社会保障の大幅な削減、建設国債の流用、消費税の増税などが財務省の資料で分かっています。とどめない増税と社会保障の削減、このようなことは何よりも憲法違反となる大軍拡、これでは日本を経済的に破綻させることはあっても国民の命を守ることはできないと考えます。

よって、意見書案第14号岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第14号岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第14号岸田政権が進める「大軍拡増税」に反対する意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第15号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 意見書案第15号、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、今野幸子、提出議員、立野広志、令和5年3月6日。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について。
会議規則、第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。
記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年、国連女性差別撤廃委員会でも司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。国際的な水準にたつて、女性差別を解消するための手立てを取ることは急務の問題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準においつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月6日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、石川議員。

○10番（石川邦子君） 女性差別撤廃条約の批准を求める意見書（案）ということでございます。

日本は条約の本文は批准をしております。この女性差別撤廃条約選択議定書について、批准をされていないということでございます。日本政府、この20年以上の長きに渡ってずっと批准をしておりません。司法権の独立が侵されるということ、個人通報制度が問題ということでございますが、このことについて、もうちょっと例を挙げていただきたいといひますか、こういうことで司法権の独立が侵されるということを日本政府は言っているのかということをお伺いしたいと思ひます。

それと189か国のうち114か国が批准をしています。アメリカも批准をしていないと思ひます。そういうことも関係しているのかどうかということも国レベルのことでございますので、ちょっと私はよく分かりませんが、私たちの生活の中で、このことが批准されることによって、どういうことがこの日本の中で、どういうことがどういうふうに変わっていくのかということをお伺いしたいと思ひます。

以上、2点お願いいたします。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今、日本が条約には反対しているのですけれども、その後の選択議定書には賛成していないという理由として上げているのが、司法の独立性が壊されるというようなことを言われているのですが、もし日本の最高裁判所などで確定したこと、そのことが国際的な審査で異なる意見が出されたことになると、日本の司法制度の独立を侵すものであるという趣旨のもとで、独立性が脅かされるということを言っています。

しかし、人権はそれぞれ国の中で定める国内基準によって判断するのではなく、国際社会の中で、国際的にその基準を設定し、各国のそれを守ってその約束し、条約の履行を国際的な制度によって担保することで、全ての個人の人権を確保しようというのが国際的保障という考えです。

日本は独立国として、自らの意思で国連の人権保障体制に加わったのです。そして、国際基準を受け入れ、それを国内で誠実に実施すること、これに合意したことを意味しています。

条約を破っているかいないかの判断は、約束した本人でなければ分からない。ほかの人の関係において、それが証明されなければ成り立つ約束が成立する余地はなくなります。こういった状況でその理由は伸ばされていっているという感じなのですけれども、その意見書の中にも書いてありますが、そういう国の制度、司法の独立性を脅かすものではないということはお伺いされています。

そして、これには二つの制度があるのですよね。個人通報制度と調査制度というのが含まれています。個人通報制度というのは、条約に規定する権利を侵害された個人または団体、その締約国に対しての個人団体が国内的に請求を施す。これは、例えば自分の国の裁判にかけておかしいのではないかと、こういうことを訴える、これが必要なのです。何もしないでその通報はできません。その国にある情報に基づいて、その個人のを訴えていく、それをやらなければなりません。

そして、締約国の条約違反を報ずることができる委員会は、通報の内容を審査して条約違

反かどうかを判断することになります。それで、その通報することと調査制度というのがあって、その通報されたものに対して、それが本当なのかどうかを精査するというものなのです。

これには、先ほど言ったように例えば最高裁や何かでも、条件なしにどんどんどんどん進められて伸ばされる、そういったものもおかしいのではないかということになります。

○議長（大西 智君） 10番、石川議員。

○10番（石川邦子君） この意見書の中について、この文書については、それは分かります。具体的な例を本当は挙げてほしかったのですが、それが質問なのですけれども。端的にといいますか、簡単でいいのですけれども、分かりやすく説明していただければと思います。すみません。

○議長（大西 智君） 今野議員、簡潔にまとめてお願いいたします。

○8番（今野幸子君） 具体的に名前を出して、こういう事件がありましたということは、やはり個人の……。

○10番（石川邦子君） 名前はいいです。

○8番（今野幸子君） だから、裁判で例えば先ほど言いましたように戦って負けた。だけど、それは納得いかない、調べてほしいということです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

なければ次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 意見書案第15号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について、賛成の立場で発言いたしますが、まず最初に今、質疑された石川議員にもぜひ、知っていただきたいと思います。

この3月4日に女性差別撤廃条約実現へ向けて、女性差別撤廃条約をめぐる市民団体が3月3日、池田文雄市長に対して選択議定書批准を求める要請を行いました。この議定書の批准を目指す女性差別撤廃条約実現アクションというこの代表らが要望書を出したのですが、そのときに一緒に同席したのが日本共産党の岩淵友参議院議員と立憲民主党の西村ちなみ衆議院議員です。ぜひ、これは立憲民主党も含めて、この議定書に対して批准を求める、要望をしているということを、まず一つ、ぜひ知っていただきたいということから、まず賛成討論を行いたいと思います。

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める自治体の意見書が今年新たに増えまして、先ほど意見書案の中にも出ていましたように、189の自治体に広がりました。同条約は1979

年に国連で採択されて、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置を取る、そういう決意をうたって、各国政府に迅速な取組を義務づけた画期的な条約だと言われています。特に女性団体や労働組合を初めとする世論と運動の広がりの中で、日本も1985年によくこの条例を批准しました。

しかし、現状はどうかと言いますと、関係者のさまざまな取組で一定の前進はありますけれども、解決すべき問題は多く残されています。条約が完全に履行されるには、まだまだほど遠いという状況です。この条約の実行性の強化のために、先ほど来言われています個人通報制度と、それから調査制度を盛り込んだ選択議定書が1999年に採択されています。

日本は、それから20年以上検討し続けたまま批准していません。日本は男女共同参画だ何だと言っていますが、しかし、実際にこういった国連の議定書にすら批准していない。そういう中で、実は様々な問題を遅らせる大きな要因となっているところでもあります。それだけにこの選択議定書に速やかに日本が批准をするということは、これから男女共同参画や、あるいはジェンダー問題を解決していく上で、非常に重要な内容だと考えています。

当議会でも特に男女共同参画を推進するということで、女性議員の方々は発言されていました。ぜひ、このことも捉えて、この選択議定書に速やかな批准を求める意見書（案）についても、賛成いただければと思います。

以上で、賛成討論とします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第15号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第15号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、意見書案第16号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、今野議員。

○8番（今野幸子君） 意見書案第16号、洞爺湖町議会議長、大西智様。

令和5年3月6日、提出議員、今野幸子、提出議員、立野広志。

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。
安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）。

介護保険制度は2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がり、約9.5万人（厚生労働省「雇用動向調査」2021年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会は介護事業者団体などから強い反対があった「要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は2027年度からの第10期計画までに結論を出すと見送る一方で、2023年夏までに「利用料の2割負担の対象拡大」「一定所得を超える65歳以上の介護保険料引き上げ」について、2023年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出すとしています。

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円が2021年度は6,000円超と倍以上に高騰（全国平均）としています。これ以上の利用者への負担増加は介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、高齢者にともない介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように、利用者負担の増加につながるような見直しはやめること。国の負担割合を引き上げて支援を強めること。介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年3月6日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に原案に賛成者の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 意見書案第16号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）について、この意見書案について賛成する立場で発言をいたします。

まず、私も今回で最後の議会になります。ぜひ、皆さんの積極的な発言を求めたいところでもあります。

今回、この介護保険制度、2000年のちょうど有珠山の噴火の最中に初めて制度が発行されました。当時は介護の負担を軽減するということから、そういううたい文句で始まったわけではありますが、保険あって介護なしと当時から実はずっと言われてきた状況です。特に今、社会保障審議会が新たな介護計画を作るその計画の中には、軽度者外し、保険給付制限へ財務省や経団連が最も重視するのが要介護の1・2を軽度者として訪問介護などを保険給付から外すという、そして、外された人たちは市区町村が運営する総合事業に移行させるという話ではありますが、今回これは先送りになりました。

しかし、だからといって諦めているわけではありません。先送りしただけのことで、次の計画策定の中で、それを盛り込んでいくというような話になっています。それから、利用者負担についてです。介護保険サービスの利用者負担は原則1割です。今、岸田政権は、これまでの改悪で一定所得以上に2割から3割負担を導入してきました。厚労省は今回、医療では75歳以上の窓口負担が2割以上の人30%にも達しているのに、介護保険では利用者負担が2割以上の人8.9%だと主張して、昨年10月窓口負担増を強行した75歳以上の医療改悪を口実に今度は介護も2割から3割の負担、これを拡大するというふうに言っています。

それから対象年齢の引き下げです。介護保険制度は40歳からの保険料を納め、サービスを利用できるのは原則65歳からです。少子高齢化の影響で40歳から64歳人口の減少と65歳以上の増加が進むことを口実にして今、保険料の給付年齢を40歳からさらに引き下げると、さらにサービスの利用年齢は65歳以上に引き上げると、こういうことが盛り込まれております。

また、老健多床室の問題です。この岸田政権は制度開始時は保険給付の対象だった、特養ホームなどの入所者の部屋代、水・光熱費など在宅で介護サービスを利用している人との公平性を口実にして、保険給付から外してきました。今回は介護老人保健施設、老健と言っていますが、ここでの多床室の部屋代を、今度は保険給付から外すと、こういうことまで言っています。

さらにケアプラン、これは先送りされましたけれども、一人一人の状態に応じてケアマネジャーが作成する介護計画、ケアプランには現在、利用者負担はありませんけれども、これも次の次の計画ではケアプランの作成料を有料とすると、これも経済界から有料化が強く求められているということでもあります。

そして、もう一つ補足給付です。特養ホームなどに入所している低所得者の食費、居住費を減額する補足給付制度、前年の収入、資産要件を昨年改悪しました。そのために多くの入所者が対象外として、月2万円から7万円の負担を強いられていると、これ全国的な状況です。

今度は、資産要件にまでこれを求めると、資産というのはつまり持ち家があれば、そのことによってさらに不動産を要件とするこういう論点になっている。持ち家があれば補足給付の対象外となりかねない。どんなに古い家でも家を持っていれば、それによって施設入所の

補足給付が大幅に減少すると、あるいはなくなってしまう。こんなことまで今、計画に盛り込まれています。

もう一つ最後、保険料の負担です。65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円、これ全国平均ですが、それが昨年は6,000円と倍以上に高騰しました。2040年にはさらに9,000円を突破する見通しだと言われています。そこで、高所得者の負担を引き上げ、低所得者の負担増を抑える方向性が示されましたけれども、こうしたことに国庫負担割合を引き上げるなどの抜本策は全くつけられておりません。全て高齢者が負担すれということになっているのです。高齢者間で痛みを分け合えとこういう内容です。

こんなふうにならば、介護を巡る問題はさらに今まで以上に高齢者だけではなくて、若い人たちに対しても大きな負担となっているにもかかわらず、政府はそういった社会保障費を増やすどころか、必要な社会保障費の増額分を増やそうとしない、こんな状況ですから当然、この意見書で述べているように、国においては必要な介護を受けられないような事態が起こりうる可能性が十分ある。だから、そういう意味で利用者負担の増加につながらないようにすること。そして、介護職員の賃金の引き上げなどの処遇改善を行うということは、ごく当然なことだし、うちの町にある施設で働く職員の給与を引き上げるためにも、政府に対しては必要な要求だと私は思っています。ぜひ、そのことをほかの議員の皆さんにも考えていただいて、この意見書案には賛成していただきたいと思います。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第16号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第16号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）については、否決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、発議第1号洞爺湖町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、五十嵐委員長。

○6番（五十嵐篤雄） 発議第1号、洞爺湖町議会の個人情報保護に関する条例の制定について。

洞爺湖町議会の個人情報保護に関する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出。

提出者、洞爺湖町議会議員、五十嵐篤雄。同じく、大久保富士子、越前谷邦夫、立野広志、千葉薫。

5名の提出者を代表し、読み上げて提案をさせていただきます。

制定の趣旨でございますが、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を諮るための関係法律の整備に関する法律による新たな個人情報保護法におきまして、地方公共団体の執行機関には、その規定が直接適用されることとなりますが、地方議会は国会と同様、改正法の適用対象外とされております。このことから、洞爺湖町議会として適切な対応を諮るため本条例を定めるものであります。

本条例の内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず第1章、総則。第1条から第3条でございます。1ページから4ページになります。

洞爺湖町議会（以下「議会」）における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について規定しております。

次に第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条でございます。4ページから9ページとなります。議会の個人情報の取り扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏洩等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について規定しております。

次に第3章、個人ファイル及び個人情報取扱い事務登録簿、第17条でございます。9ページから11ページとなります。

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めます。また、現条例で規定している個人情報取扱い事務登録簿について、町では引き続き規定することから、議会においても同様に定めます。

次に第4章、開示、訂正及び利用停止等、第18条から第46条でございます。11ページから23ページとなります。

個人情報の開示に関して必要な事項を定めております。町におきましては、開示請求に係る手数料に関する規定を定めますことから、議会におきましても同様に定めるものでございます。そのほかに訂正や利用停止に関する事項を定めます。また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと介されておりますことから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問は、町条例に設置される審査会に委任することを規定しております。

次に第5章、雑則、第47条から第52条でございます。23ページから24ページです。条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとするものに対する情報の提供と個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を定めます。また、審査会の設置と同様に議会では附属機関である審議会を設置できないことから、議長が意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、町条例に設置される審議会に委任することを定めております。そのほ

かに施行状況の公表や委任に関する規定を定めております。

次に第6章、罰則、第56条から第57条でございます。24ページから25ページです。現行条例に罰則規定はありませんが、町は改正法の適用を受けて運用することから、議会においても罰則に関する事項について定めております。

この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

本議案におきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

これから、発議第1号洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から4月末までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時22分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員